

神津島村研修基本方針

1 目的

本方針は、神津島村職員が村民全体の奉仕者としての自覚と使命感を持ち、複雑・高度化する行政課題に適切に対応できる能力を継続的に向上させることを目的として、研修に関する基本的な考え方および取組の方向性を定めるものである。

2 基本理念

神津島村の地域特性を踏まえ、次の理念に基づき研修を実施する。

(1) 村民本位の行政の実現

村民の視点に立ち、信頼される行政サービスを提供できる職員の育成を目指す。

(2) 自律的に学び続ける職員の育成

職員一人ひとりが主体的に学び、自己研鑽に取り組む組織風土を醸成する。

(3) 島嶼地域に強い実践力の向上

離島という地理的・社会的条件を踏まえ、現場で活かせる実践的な能力を重視する。

3 研修の基本方針

(1) 職層・職務に応じた計画的な研修の実施

採用から管理職に至るまで、職層や職務内容に応じた体系的かつ計画的な研修を実施する。

(2) OJT と OFF-JT の効果的な組み合わせ

職場内での実践的な指導(OJT)を基本としつつ、職場外研修(OFF-JT)を効果的に組み合わせることにより、職員の能力向上を図る。

(3)外部研修機関の積極的活用

職員の専門的知識及び実務能力の向上を図るため、東京都市町村職員研修所及び市町村アカデミーが実施する研修を職場外研修として積極的に活用し、島嶼地域における行政運営に資する人材の育成を推進する。

(4)政策形成力・課題解決力の強化

政策形成力、課題発見力及び課題解決力を高める研修を通じて、主体的に考え行動できる職員を育成する。

(5)コンプライアンス及び服務規律の徹底

法令遵守、服務規律、情報セキュリティ及び個人情報保護等に関する研修を実施し、高い倫理観を持った職員の育成に努める。

4 研修の体系

研修は、一般研修、専門研修、職場外研修(OFF-JT)、派遣研修及び自己啓発支援により構成する。

5 研修の推進体制

研修は総務担当課が中心となり、各課と連携して計画的に実施する。管理職は所属職員の能力開発に努め、職員は主体的に研修へ参加する。

6 研修の評価と改善

研修の成果を検証し、内容及び方法の継続的な改善を図る。